

マックス・ヴェーバーのドイツ第二帝政社会批判(二)

小 林 純

はじめに

第一章 関税政策——オルデンベルク「工業国家としてのドイツ」とウ

第二章 エーバーの批判(以上前号)

第二章 農業立法批判

第一節 現状認識

第二節 国内植民と一子相続法

第三節 家産法(以上本号)

補論 貴族主義批判

第三章 議会改革

第一節 ビスマルクの遺産

第二節 連邦参議院の議会議

おわりに

第二章 農業立法批判

一八七〇年代以降のドイツにおける農業の危機は、さしあた

マックス・ヴェーバーのドイツ第二帝政社会批判(二)

り穀物価格の下落、⁽¹⁾農業経営者の負債の増大、⁽²⁾農業労働者不足という現象としてあらわれた。当時の農政論者はこの事態を、まずは農村地域における中間層の経営の危機として把握していた。社会政策学会の主流であるシュモラー派においては、この中間層が大経営と小農の中間に位置するものとして、農村における所有規模ヒエラルヒーの重要な一階梯として、それ故、「健全な土地所有分布に基く安定的な農村社会構成の維持に不可欠なものとして」考えられていた。従ってシュモラー派にとっては、この中間層の危機⁽³⁾農業危機であった。彼らは、農業における資本主義的發展という視角を欠き、「農業と貨幣的流通経済」という把握方をして、その農業が本質的に安定的性格をもつものだと考えていたのである。そのために、シュモラー派のマックス・ゼーリンクが実質的な主導権をとった一八九四年のプロイセン農業会議において論ぜられた農業危機対策は、

以上のような現実把握に規定されて、「債務制限」⁽⁴⁾ *Verschuldungsstrenge* と「一子相続法」⁽⁵⁾ が中心となっていた。前者は技術的な諸困難から具体化をみず、後者がこの会議の後、一八九六年に立法化された。

これに対してヴェーバーは別の現実認識をもっていた。まず、危機の中心といわれている中間層とは、農民経営ではなくてユンカー経営が実体である。ユンカー危機を農業危機と捉えてその弥縫策を云々するのでは真の問題が抜けてしまう。経営危機に陥っているのは、世界市場向けの比較的大規模な経営であり、それが国際競争力を失ってしまったからである。しかも労働力不足の基底には、ドイツの工業国家としての不可避的發展という現実があり、さらに東エルベの農業制度それ自体にかかわる問題が横たわっている。その際ヴェーバーは農業における資本主義的な展開を見据えていた。このような把握のうえに彼の基本的態度が表明される。まず彼は、この問題の解決にはドイツの国民国家的観点が絶対に考慮されねばならない、とした。つまり彼は、東部国境地域の問題 (*Denationalisierung*) 政治的観点を上位においた。次に彼は、東エルベにおいて現に進行しつつあるような姿での農業の資本主義化が国民的利害と矛盾することを突き、これに自由な農民経営・労働制度への展望を対置した。そしてこの方向性を阻害する立法案に反対したのである。

本章の課題は、以上に要約した問題状況におけるヴェーバー

の現状認識及び政策提言、農業諸立法批判の内容を統一的に理解することにある。

(1) 第一章註(2)を見よ。

(2) ゴルトによる次の統計(一八九六年)を参照せよ。負債額が土地の評価価値の三〇%以下のものを低、三〇―六〇%を中、六〇%以上を高とする。(各グループ中の百分率)

	負債皆無	低	中	高
世襲農場	三一、五	五四、四	一〇、三	三、八
大年貢免除農場	一四、四	一五、二	二七、五	四二、九
大農民農場	二五、一	三一、八	二八、五	一四、六
中農民農場	二五、五	三四、七	二七、五	一、三
小農地	三一、五	二五、四	二五、〇	一八、一

『ゴルト独逸農業史』山岡亮一訳(有斐閣)昭和十三年、四五―頁より。さらに藤瀬、前掲書、五一―三頁を見よ。

(3) 以上、田中真晴「ドイツ社会政策学会の農政論とその思想的背景」京都大学『経済論叢』第八三巻第三号、一九五九年、四一―七頁。

(4) Max Sering, Die preussische Agrarkonferenz, in *Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft im Deutschen Reich*, Jg. 18, Heft 3, Leipzig 1894 に記されている騎士領所有者ツェドリッツ伯の言葉。「大、中そして小所有の混在は絶対的に最良のものであり、そうした混在をしつづけることが課題たらねばならぬ」(S. 271) は象徴的である。

(5) M. Sering, a. a. O., 一子相続法については S. 257f., 債務

制限については S. 258 ff., 273. 参加者の一人法学者ギールケは、土地が担保に入り可動化することによる土地所有者の危機に対する「有効な方法」として、国家が定期金銀行 Rentenbank により資金を供給しつつ、『土地所有の元本負債を実質的に制限すること、それゆえ法律により負債を制限』することを考えていた。田中克志「ドイツ民法典における不動産担保法の形成過程（4・完）」『富大経済論集』第二五卷第三号、一九八〇年、九六頁。

(6) ヴェーバーの農政論を検討したわが国で初期のもののひとつである山口和男「初期のマックス・ヴェーバーにおける経済政策論」出口勇蔵編『経済学説全集第六卷』（河出書房）一九五六年、所収の表現を借りてみよう。山口氏は論文の総括部で次のように記している。「ヴェーバーが、『国家理念』の観点から、現実主義的政策として提案したものは……東部国境の閉鎖とともに王領直営地への自営農民の入植、『上から』の農民的土地所有の創設であった。……ヴェーバーは、ユンカー的な農業資本主義化が、農業労働者の自由と自発的な労働意欲を抑圧し、窮極においては農業労働者の、純粋なプロレタリアートへの転落の結果することを、洞察していた、そしてこのようなユンカー的な農業資本主義の発展に對して、農民の農業資本主義の道、農業労働者が自由に、自発的な労働意欲にもとづいて労働し、しかも独立自営農民に上昇する可能性をもち、土地への愛着を通じて祖国に對する愛情を感じるような道を、構想した。」（上掲書三二頁）先廻りになるが、ここでは当然ながらこの「上から」の意味内容が問われねばならない。ヴェーバーの提言についての評価にかかわる問題が含まれるからである。本章では彼の諸立法批判の検討という形で、いくらからでもこの「上から」の内容

マックス・ヴェーバーのドイツ第二帝政社会批判（二）

を明らかにしたく思う。

(7) わが国では大月誠氏の研究「初期マックス・ヴェーバーの農業論」(1)(2)、『龍谷大学経済学論集』第五卷第三号（一九六五年）第六卷第二号（六六年）がヴェーバーの多数の論稿の検討のうえに書かれており、それ以前の研究文献もそこに挙げられている。本章はこれまでの研究史に付け加えるべき新たな論点を特にもたない。ただ私としては、大月氏が執筆当時利用しえなかったヴェーバーの論稿がその後で紹介されていないという事情を考え、その中で今回私が利用しえた二点を紹介することにより、Takeo-car の責の一半を果たしたい。大月氏以降のものとして、山本郁郎「初期ヴェーバーの社会認識について——農政論を中心として——」名古屋大学『経済科学』第二〇卷第二号・第三号（一九七三年）が挙げられる。

第一節 現状認識

社会政策学会の農業労働者調査においてヴェーバーの担当した東エルベ地域の大部の報告書は、周知の如く一八九二年に発行された。その後さらに九四年に発表された「東エルベ農業労働者の状態における発展諸傾向」は、問題の整理、状況認識の鋭さ、加えて分析の理論的深化のゆえに、初期ヴェーバーの到達水準を示す代表的作品として従来しばしば研究の対象とされてきた。⁽¹⁾ 同じく九四年に開催された第五回福音社会会議においてヴェーバーは、P・ゲレレと共に報告者を引き受け、福音社会会議が農村の聖職者を通じて行なったアンケート調査の成果の検討を踏まえて、ドイツの農業労働者に関する報告を行なっ

(2) これは内容的には「諸傾向」論文とほぼ同じである、というのも後者でも彼は同じアンケート調査を利用してゐるからである。ただ報告の方は、口頭発表であるため、統計的例示、分析の理論的説明という点ではいくらか見劣りする。そのかわり、彼自身の立場表明という点では、より実践的な表現もみられ、翌九五年のフライブルク大学就任講演「国民国家と経済政策」にただちに連なる内容をもつ、と考えられる。その意味でこの報告は、われわれが当面必要なヴェーバーの状況認識と提言とを含むものとして利用価値がある。本節ではこれに依つて彼の問題把握の仕方を明らかにしておこう。報告は九四年五月一六日に行なわれた。ヴェーバーはアンケート調査の作業に妻の助力をえたこと、そして調査には今まで発言権をもち、また立法が全く無視してきた農業労働者層の協力があつたことをまず述べ、次のように自己の論点を展開した。

(一) 一般に人々が農業労働者の賃銀水準や彼らの物的状態全般にとつて決定的であると予想する諸契機(生活物資の価格、農地の地味、等)は、実は第二義的なものである。例えば生活物資価格と賃銀水準はパラレルな関係にはない。シュレジエンでは低賃銀・高物価であり、東プロイセンとポメルンでは高賃銀・低物価である。また地質と賃銀をみても、中・下シュレジエンでは地質はすばらしいが低賃銀であり、ポメルンでは悪い地質であるが高賃銀である。さらに農耕の集約度も労働者の生計水準と決して一致しないことが実証される。では、いかなる契

機が農業労働者の運命及び全体状況にとつて決定的であるのか。それは、歴史的に生成した農村における社会的成層 *Soziale Schichtung* である。個々の地区内部での住民の成層のあり方、経営・土地の分配、労働制度の法形態は、農業労働者の物的・社会倫理的状況、生計の全体に対して大きな意義を有している。このような社会的成層の諸関係は、労働者の生計を、そしてその結果彼らの賃銀を——この逆ではない——、彼らの経済的状况を大きく規定する。(4)

(二) では農業労働者の立場からみると、どういうことが有利に、また不利に作用するか。ここに工業とは違った様相が表われてくる。工業労働者は純粹な賃銀労働者としてプロレタリア化し、他とは区別された階級として形成され、そのことによつて階級意識を得ている。家内工業・手工業の大部分はアナクロニズム的残滓であり、漫性的な病衰をうけている。農業では、プロレタリア化した農業労働者層は社会的に隔離され、この事情が彼らを最も不利な状況に追いやってゐる。共同地利用の共同経済的 *gemeinwirtschaftlich* な残滓がまだ存在し、これをテコとした上昇への可能性が失われていないところでは、事態は労働者には有利である。しかし労働者大衆が純粹な賃銀労働者へとプロレタリア化し、ときに一片の土地所有によつて土地に縛りつけられて、強大な地主の経済的優越に無防備にさらされてゐるところでは、最も不利である。ドイツ南部・西部で、共同地の分割が進んでおらず、日雇賃銀を得る小土地所有者が

この共同地利用に生活の支えの一半を見出すところでは、この共同地共同体 *Allmendingemeinde* の事情が彼らに有利なものとなっている。こういうところは労働者は強い郷土意識、祖父からの村の土地への愛着を示し、例えばバーデンでは「土地片へばりつき」*Schollenkleberai* と呼ばれるほどであった。この「土地片へばりつき」を東部に持ち込むことができるであろうか。プロイセンでは一九世紀はじめより共同地分割・耕地整理の進展のため、労働者は共同的所有への参加（持ち分保有）の外におかれ、一八四〇年代には「農民は貴族に、農業労働者は乞食と作男 *Knecht* になつた」などと言われさえした。先の共同地村落と東部の家父長制的グーツヴィルトシャフトは類似していた。後者の共同経済的な労働制度は経済的にみれば前者と同様に作用したし、また作用している。メクレンブルクやホルシュタインの一部では労働者に著しく有利な関係がある。古く家父長制的・共同経済的な労働制度が今も残っており、ヘルと労働者の固い利害共同態がみられる。ここでも労働者は耕圃仲間 *Flurgenosse* である。南部との違いは、彼が諸特権を共同地ではなく農場地 *Gutsländ* にもつている、ということだ。だが他の点でそうした自耕地所有の農場日雇労働者 *Guts-Tagelöhner* は、南部の共同体で共同地に頼つて生きるものと比較すれば——純経済的には——むしろ有利であるし、収入についてはより確かな位置を占めている。

(三) しかしながら、南部の小土地へばりつきに対して東部で

マックス・ヴェーバーのドイツ第二帝政社会批判(二)

は、賃銀の極めて高いメクレンブルクで国内国外への移住が非常に多い。一般に東部では、物的には最も良好な農業労働者こそが、都市へ、そして外国へと、大土地所有が強く支配的な地域から移住してゆく。何故にか。これは物質的な契機では説明がつかない。ここには強い観念的 *Ideal* 契機が作用しているに相違ないのである。いつか自分自身及び子供が故郷で自立した地位にまで上昇すること——南部では可能であるが——は不可能事なのであり、いつまでもヘルへの奉仕 *Herrendienste* の地位にとどまらねばならないということこそ、これらの人々を外国へと駆りたてている。ここに土地所有の分配のあり方がもたらす独特な心理的帰結が見出される。彼らが都市へ、海外へと出ていったとてどんな運命が待ちうけているというのか——そこには幻想 *Illusion* が働いているのであろう。しかしこれは無視されるべきではない幻想である。つまり経済生活においても、物質的利害関心の力よりも強い力をもつた理念的なるもの *Ideale* が存在することの事例なのだから。

(四) 農業の経営様式の進歩は、東部の大経営においても、労働制度内の古い共同経済的要素を排除しつつある。貨幣経済の進展が古い利害共同態を破砕する。近代的経営はグーツヴィルトシャフトを季節営業へと転態させる。ここに季節的労働力需要にみあう出稼ぎ労働者層が形成され、ドイツ人インストロイテに代わつてポーランド人の流民の部隊がやってくる。われわれがこの事態を甘受するのではないなら、大経営は労働者不足から

没落せねばならない。問題はただ、この慢性的腐敗過程がどれだけ長びくか、ということだけである。なぜ技術的進歩(共同地分割、放牧地廃棄、土地の集約的利用)が社会的対立の鋭化をもたらすのか。技術的進歩はその最初の段階では、常に多数者を犠牲にした少数者の利益を導きだす、という原理があるからだ。これは農業でも工業でもあてはまる。いずれにおいても技術的進歩はその結果として、持てる者と持たざる者の距離をおし拡げている。物質的に、そして心理的にも。こうした進歩は不可避免的に貨幣経済をもたらす。少なくとも自足的経済 *eigene Wirtschaft* を大きく制限する。貨幣で支払われて、自分のパンの大部分をそれで購入せねばならない農業労働者と、高い穀物価格を望む農場主との間に共同の利害はなくなつてゆく。またさらに労働者をヘルに結びつける心理的な紐帯も、もはや失われた。かつてのインストマンは、世界市場の市況・氣候による農場主の苦境を、自らの小農業経営者としての生活を通して理解しえた。この関係は消滅しつつある。社会政策学会の調査とは逆に、福音社会会議の調査では、現物賃銀から貨幣賃銀への切り替えは、通例労働者の意志に抗して支配者の側から一方的に押しつけられ、また、労働者は現物賃銀を好む、ということが主張されうる。ただ私に言わせれば、現物賃銀のあり方と深く結びついていたもの、つまり人格的支配関係の人々は望んでおらず、最も活動的な者がこれを逃れて出てゆき、そこに残された人々に質問者である聖職者諸氏が質問した、これ

が実情である。^(?)

(四) いま東部では、大土地所有者と農業労働者の社会的経済的骨相が根底的につくり変えられており、新たな階級形成がみられる。東部の古い土地貴族が過去にもった意義は承認するが、将来も同様の役割を演ずるとか、古い性格のまま生き延びるということは肯定しえない。純経済的観点の欠如、自分の経営における営利関心の未発達はこの大土地所有者の特徴であったし、国家の見地からして価値あるものであった。これは企業家層ではなくて、土地と人民を支配する地主身分であり、小政治支配者の一隊の如きものであった。営業に固有な知識の欠如ゆえに、彼らは政治的に支配する階級として有用であった。この土地貴族は現在その姿を変え、ここに農業的企業家の一階級が成立する。他方の農業労働者についてはどうか。彼らは階級としてプロレタリア化され、工業労働者のあり方に接近しつつある。この過程で大きな意義をもつことは、人格的支配関係が非人格的階級支配関係に置き代えられるということである。企業家も労働者も代替可能な存在となる。個々のヘルと労働者の間の人格的責任関係が消滅し、個々人は階級の類型であるにすぎなくなつた。資本の支配と通例呼ばれる非人格的関係が登場した。その結果、労働者のヘルに対する個人的な憎しみのかわりに、「客観的憎しみ」——社会主義者の使う表現——、階級に對する階級の憎しみという現象があらわれた。これは、ある民族の一員であることによりその人に不倶戴天の敵をみる、とい

う民族の敵対の意識とも比較しうるものである。(8)

(4) こうした事態は教会にとつても新たな問題である。教会は昔から、われわれが貨幣経済と呼んでいるものに、資本利子のみならずそれと関連するすべてのものに著しく不信な態度で対立してきた。なぜなら、教会が本能的に認めていたように、貨幣経済は不可避的に個々人の個々人に対する直接的な支配関係を除き、純粹に「營業的」な、つまり非人格的な支配を、階級としての有産者の無産者に対する支配をその代わりにおくからである。教会は極めて残忍な支配関係を、またヘルの無権利な奴隷に対する関係をも倫理的に把えて光明を与え、宗教的観点の下に持ち出し、宗教的公準をもってそれに近づぐことができる。なぜならそれは人間の人間に対する関係だからである。これに対して教会でいま欠けているのは階級闘争に倫理的契機を浸透させるための形態である。教会の手慣れた着手点である人格的な責任の契機がここには無いのだ。今日——好むと好まざるとにかかわらず——教会は、人格的支配が階級支配に代置されているという事実を考慮せねばならない。ここから眼を転じて古いやり方でもっぱら人格的責任にしがみつこうとする教会が、社会的諸問題にいかなる態度をとろうとも、それは非現実的な前提に立っている。階級闘争は現存しており、今日の社会秩序の不可欠な構成部分である。この事実は教会も認めねばならず、この承認によつてのみ階級闘争は今日の社会に対して教会の立場からも正当化 *legalisieren* される。

マックス・ヴェーバーのドイツ第二帝政社会批判(二)

(5) 国家及び立法が農業労働者問題の領域でどのような課題を有するかが説明されねばならない。社会主義の側から提起されている唯一実践的な要求、それは団結の自由の承認である。これは私個人としても自明のものである。が、その意義を過大評価してはならない。農業労働者にとつての団結の自由は、工業労働者におけるそれとは同じ帰結に到らないだろう。彼らは広い地域に分屯しており、しかもインストロイテから分割地小作農、土地なし労働者に到る雑多な実体なのである。ただ、これが認められて初めて階級闘争が行なわれると考えるはならない。闘争は団結の自由が無くても潜在的に存在している。労働者が目下有する唯一の闘争手段は移住である。農業労働者も自己の階級利害を組織的に配慮できる状態に置かれることは疑いなく望まれている。では現在誰がこの利害の世話をするというのか。例えば「農業者同盟」のプログラムを読むと、この団体は農業労働者層をも代表するかの如くに思わざるをえない。だがそれは単純素朴というものだ。この組織が農業家の利害を擁護するためにあることは自明である。だが同じく自明なことは、この組織が農業雇用者の、それ故今日の状況では労働者を代表する立場にはない者の利害を守る、ということである。彼らの出した唯一の要求は、移動の自由の制限と、ロシア・ポーランド人労働者の輸入の自由であった。見誤まつてならぬものは、農業労働者のもとにある変化、つまり半ばしか自覚されていない精神的文化への衝動である。この精神的な渴きを理解

してやり、彼らの目を醒まさせるものが彼らの代表となるのである。⁽¹⁹⁾

(19) われわれはドイツの諸事情の下で、いかなる観点から実際の農業政策を遂行しうるのでかと問わねばならない。生産利害といったものは確かに無視できないが、それがわれわれにとつて決定的たりうるのか。現在の農業生産額は、今日の農業人口よりもはるかに少ない人口で生産しうる。しかしこの純経済的生産観点を採るなら、さらにこう言わねばならない。我が国の土地の大部分は、耕作するには経済的にみておおよそ値いしない、と。外国の競争者たちはわれわれにパンをずっと安く与えてくれる。世界市場レベルでみるとプロイセン東部の土地は、その三分の二が荒地になつてもしかたのないものである。従つてわれわれに重要なのはそうした観点ではない。農村人口の分屯の仕方に対する関心こそ前面に出てくるのだ。国家社会は、国家の統治をなしうる支配階級を有すること、この階級が身分相応の生活のための手段を有すること、また国家に兵士を供給する農民・農業労働者が存在すること、に利害関心をもつていたが、ドイツの歴史にあつてはグーツヴィルトシャフト下の農村がこれによく応えていた。プロイセン東部の家父長制的大経営はこの支配階級を支え、身体壮健な農村住民を維持するといふ課題を果たしていた。ここに作用していたのは決して生産的関心・合理的経営への関心ではなかつた。この地方の労働者、例えばポメルンの一労働者は、シュレジエンの労働者の二倍、

ロシア人の三倍を生産する。しかもこの大経営は、都市の市民層に対抗する国家の政治的予備軍としての大きな政治的意義をもつていた。彼らは自己の支配者としての生活、国家行政活動等において、不断に政治的資質を証明せねばならず、残念ながら今日に到るまでそれを証明していない市民層による政治的知性の独占化にストップをかけていた。階級意識をもつたブルジョワとして私はこのことを確言しうる。だが今日、家父長制的土地所有はこの機能の点では死んでしまつてゐる。それは、今日ますますまとわざるをえなくなつた姿にあつては、身体的に強壯な農村住民を育成することもないし、土地所有者自身、今後は政治的支配者を天職として命ぜられてもいない。彼らの利害関心からすれば、ドイツは、穀物輸入をささげる穀物関税を保持すべきであり、そのかわりにスラブ系流民の輸入のために国境をあげておかねばならないのである。P・ゲールは大土地所有を農民におきかえさせようとし、この農民の将来については著しく樂觀的な像をもつてゐる。またゼーリンクは、技術的進歩と、今日の大経営による経営様式よりも集約的な土地利用をなす経営者を創り出そうとする。だがその際国家にいかなる財政的犠牲がくるかといふことについては何ら想像でぎずにゐる。ポーゼンの植民委員会はその意向であり、また一定の成功も確かに存在している。だが、かなりの財産をもつた人でなければ入植して立派にやつてゆけるものではない。しかもそうした農民経営を何十万も作り出す財政的手段は国家にはない。楽

観的期待は許されない。(11)

(9) しかしわれわれはドイツ東部の植民という目標を固持せねばならない。国家的な、大規模に企画された、体系的な植民を望むことは正当である。なぜなら、われわれは大経営——それがかつてあった姿での——を保つことができない、そして植民は同時に農業労働者問題の解決の唯一の手段であるから。それは労働者に対して上昇への途を創り出し、彼らを、一度は結びつきを断ち切られた所有階級に再度結びつける可能性を提供するからである。彼らと農場所有者との社会的な亀裂をうめることは大きな課題である。農業労働者が人口の多い村落 *Dorfermeinde* との結びつきを保てることでは、労働力は農村に保たれる。その場合には大農場もまたその村落から労働力を供給されるといふことは経験が示している。労働制度の変更は、こうした労働者をとりまく社会的総体の根底的つくりかえを伴わずには予想されない。こうして国家への主要要求としては植民の考え方を掲げるが、ただ悲観的観点の下で掲げざるをえない。

(10) この東部植民を構想するに際しては、農民の技術の方が大経営よりも良いので——事實は逆だ——農業技術の改良がもたらされるだろう、といった考えは作用していない。いづれにせよドイツ農村は国際的競争力を持たない。自家生産物をできるだけ多く自ら消費し、可能な限り賃労働なしで自分の土地を耕す人、それゆえ世界市場における価格変動及び労賃の動きから

マックス・ヴェーバーのドイツ第二帝政社会批判 (二)

独立している人こそ目下のところ最も生存能力が高いので、農民植民は成功する展望をもつ。だがこれは、決して技術的に卓越した大農ではなく、むしろ日々の必要と闘う小植民である。この悲観的理由から東部の植民が展望をもつと考えられるのである。技術的後退の出現が無くはない。それでもなお、いやそれ故にこそ私はその遂行をわれわれの義務だと考える。なぜか。われわれがこうした農民をつくり出すのは、彼ら自身が東部で物的に上々で良い心持ちだと感ずるからだとか、あるいはそこで労働者が大土地所有者のもとでもよりも物的に良い地位におかれるから——事實は逆だ——とかいう理由からではない。国家の利害関心からそうするのだ。われわれは彼らを祖国の土地に、法の鎖によってではなく心理的な鎖によって繋ぎ止めたい。あからさまに言えば、われわれは、彼らを故郷に繋ぎ止めるために彼らの土地渴望を利用しようとするのである。われわれは、技術的・経済的進歩が永久につづくという幻想に囚われてはならない。現在のような急速な進展の終焉がいつかは来るであろう。その将来のためにわれわれは現在もつばら民族の力 *Volkskraft* に関心を寄せるのである。そのために目下のところわれわれの行いうる唯一の手段、つまり農民植民を遂行しようとする。ひとつには比較的多数の農村人口を保持するために、またひとつには、土地所有を国民のより広い層に渡すことを期待するために、東部植民を行なおうとするのである。

(11) われわれは人間の幸福感情をつくり出すためにこの政策を

遂行するのではない。主観的な幸福量の量が大衆の高揚によって増大するとは思えない。この量は、われわれよりも、無感覚に忍従する国民層における方が、また農民よりもインストロイテにおける方が、都市プロレタリアよりも東部の労働者における方が大であり、人間より家畜の方が大であろう。だから、人間の幸福への限りなき渴望は感動的ではあるが、あまりに理想主義的な見方をしてもいられない。われわれは、なんらかの社会的立法という手段で積極的な幸福感情をつくることを断念せねばならない。われわれは別のことを望むのであり、別のことを望むことしかできない。人間にとって価値がある、とわれわれに思えるもの、自己責任の意識、上昇への、人間の精神的倫理的な諸財への深い渇き、こうしたものをわれわれは、それが全くの源初的形態でしか顕れてないところでも、はぐくみ、支えようとするのである。われわれがなしようる外的諸改善は、国民に保ってもらいたく思う身体的・精神的諸特性をはぐくむためのものである。ここには一定の価値判断が作用しており、非合理的な契機が問題となっている。ただこのことはわれわれに特有なものではなく、社会主義の最良のもの主張にも同じことがいえる。さて今日われわれはドイツにおいて、今日あるような俗物プチュル層 Spielbührentum 小ブル層 Kleinbürger-tum の支配下に陥っているということ以上に政治生活にとっての大きな危険をみてはいない。この小ブル層の典型的な特性——偉大な国民的権力本能の欠如、政治的野心を物質的目標あ

るいは自己の世代の利害関心へと限定していること、われわれの後の世代に対する責任の大きさについての自覚の欠如——、これはわれわれ福音社会派を社会民主主義の運動——これも大部分はドイツ・プチュル層の産物である——から広く隔てているものと同じものである。国民的國家の権力への関心は、もしも明日より先のことを考えるのなら、誰にとつてさえ、プロレタリアートにとつて以上に大きいものではない。イギリスの頂上に立つ労働者グループは、彼らの帝國の國際的な政治的権力地位がいつか没落すれば、もう——どの労働組合であれ——自分たちの生活水準 *standard of life* を保つことができなだらう。我が國のプロレタリアートにもこのことは言っておかれるべきである。われわれが望むことは、われわれが将来いつかプチュルの頭を越えて、こういうことをより明確に理解できるようなプロレタリア運動に手をさしのべることができるようになる、ということである。

次にヴェーバーの植民論をみてゆくわけだが、その前に「諸傾向」論文から行論上必要な論点をひとつ示しておきたい。それは農業労働制度の展開の二つの類型についての議論である。彼はシュレジエンと北東部における現物給与ゲイブのもつ意味の相違を検討する。シュレジエンでは労働者の家族に対してデプタートデプタートがほぼ消費するばかりの形（肉・じゃがいも・パン・牛乳等）で与えられるのに対して、北東部では脱穀前の穀物が、また時に種籾が与えられる。この相違は歴史的理由による。シュ

レンジエンのデプタート下僕 *Deputat knecht* の起源は家内僕婢 *Hausgeninde* であり、主人の家計からの分離がわずかしか進んでおらず、主人から賄いをうける下僕に類似している。

北部のデプタートの歴史的祖先は「夫役義務を負った自営者」であった。ヴェーバーはここでイギリスとドイツの対比を行う。グルントヘルシャフトにあつては、領主の家計を支えるために隸農 *Hintersasse* の貢献義務（保有地の生産物地代）が当てにされた。これに領主と隸農の両者が経営し、隸農の従属的経営が領主直領地経営に労働力を提供するという段階がつづく。ここからイギリスでは貢納義務が貨幣地代となり、隸農は「自立的な小生産者」として農業の直接的な経営主体となつていった。「これに対してドイツ東部では貨幣経済的發展が遅れた結果自然経済的企業家たる領主の地位は隸農を犠牲にしてさらに高まり」農民解放の過程で「むりやりの抱き込みから解放されることができたのは隸農のごく一部分にすぎなかった。その他の点では以前の状態が復帰して、グーツヘルが唯一の企業家になった。」⁽¹⁶⁾ シュレジエンはまさにこのドイツ型の典型であった。そこでの農場経営は早くから資本家的性格を帯びており、労働者の農場に対する関係も法形式的に確立されていた。しかし大経営と従属的労働者が向かいあう地では「伝統的な経済的諸関係の圧倒的威力を前にしては、法の形式はどんなに無力なものであるかがわかる。」⁽¹⁷⁾ かつての打殺ゲルトナーはもはや打殺分け前ももらえずに農場で働く「形式的には自由な小土

マックス・ヴェーバーのドイツ第二帝政社会批判 (二)

地片所有者 *Kleinstellenbesitzer*」となり、この土地片所有者が労賃に算入される。「農村においては賃銀の尺度は労働給付ではなくて、かれらの伝統的生活基準に応じた労働者の欲望の最小限である。」⁽¹⁸⁾

ここで試みられたヴェーバーによる図式的なドイツ・イギリス対比は、双方の農業の経営主体の歴史的性格の相違を突いており、しかも東部へ進行する農業の資本主義下においてこの旧来のグルントヘルシュンカーが雇主となる發展の途こそが前景に出る事態を照らし出すものであった。⁽¹⁹⁾

- (1) *Entwickelungsstendenzen in der Lage der ostelbischen Landarbeiter*, 現在は M. Weber, *Gesammelte Aufsätze zur Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, Tübingen 1924, 所収。邦訳は、大畠・吉矢訳、『立命館経済学』第一三巻第四号第五号、所収。研究文献には、例えば山口和男、前掲論文、山岡亮一「ヴェックス・ヴェーバーの農業経済論」前掲『経済学説全集六』所収、住谷一彦「初期ヴェーバーの資本主義成立史論」同『リストとヴェーバー』(未來社)一九六九年、所収、山本郁郎、前掲論文、等がある。
- (2) *Bericht über die Verhandlungen des 5. Evangelisch-sozialen Kongresses*, 1894. 上の会議のアンケート調査項目及調査規模等については、Edvard Baumgarten, *Max Weber, Werk und Person*, Tübingen 1964, S. 376 ff., 及びヴェーバー自身の書いた要約紹介記事 *Die Erhebung des Evangelisch-sozialen Kongresses über die Verhältnisse der Landarbeiter Deutschlands*, *Christliche Welt*, 7. Jg., 1893, Sp. 535—540.

- (3) W. J. Mommsen, *Max Weber und die deutsche Politik 1890—1920*, 2. Aufl., Tübingen 1974, S. 34f. でも紹介されている。また別の視角からあるものの報告を高く評価するものとして Dirk Kasler, “Max Weber”, in *Klassiker des soziologischen Denkens Band II Von Weber bis Mannheim*, hrsg. von D. Kasler, München 1978, S. 75ff., 76, 77。
- (4) *Bericht über die Verhandlungen des 5. Evangelisch-sozialen Kongresses*, S. 65f.
- (5) *Bericht*, S. 66f.
- (6) *ibid.*, S. 68f.
- (7) *ibid.*, S. 68ff.
- (8) *ibid.*, S. 70ff.
- (9) *ibid.*, S. 72f.
- (10) *ibid.*, S. 73ff.
- (11) *ibid.*, S. 76ff.
- (12) *ibid.*, S. 78.
- (13) *ibid.*, S. 79f.
- (14) *ibid.*, S. 80ff.
- (15) Weber, *GASW*, S. 481ff., 上掲邦訳『立命館経済学』第三一三巻第四号「一〇〇頁以下」。
- (16) Weber, *a. a. O.*, S. 483f., 邦訳「一〇二頁以下」。
- (17) *ibid.*, S. 487, 邦訳「一〇六頁」。
- (18) *ibid.*, S. 486f., 邦訳「一〇五頁以下」。
- (19) この種の農業の経営主体の相違の指摘は注目すべきものである。これは Gutsherrschaft への領土農場経営 Gutswirtschaft への Grundherrschaft への農民経営 Bauernwirtschaft の相違と把握されよう。そのドイツ北東部へのデプタントはこのドイツ型とイギリス型の中間的なものである。しかし、領土が世界市場との結びつきを深め営業的性格を既に強くしており、しかも土地流動性

が低いために、この地の農業労働者家族にはインストロイテ以上の自立した農民的経営主体へと上昇する途は事実上閉ざされていた。

第二節 国内植民と一子相続法

ウェーバーの農業労働者問題に対する解決策が「東部国境閉鎖」と「農民植民」であったことは周知の如くである。またその際、彼が一八九三年から九四年にかけて自己の構想を一步進めて、大規模な王領地植民を掲げ、その場合に労働力不足に悩む大土地所有「ユンカー経営への救済策を考慮からはずすようになった」ということも明らかにされている。

しかしウェーバーが九三年に表明していた危機の意識そのものは一貫して保たれていた。つまりこうである。東部における農業労働者の発展傾向は、インストロイテ→デプタント→賃銀労働者と把握されていた。とりわけ甜菜生産導入により「古い労働関係が資本主義的に再編成されて、純粋な賃銀労働契約になってゆく」という事態が現われていた。このことの結果は、「労働者の社会的地位は非常におしきげられ、また労働者の栄養が危険な状態になる」「労働制度が資本主義的に再編成されている地域として目立っているところでは、労働者家族の消費穀物標準量もとも低い」というものであった。

この認識を基底に据えて九五年の講演「国民国家と経済政策」での提言とその理由づけを見よう。「甜菜の栽培が進出してきたことと、市場めあての穀物生産が儲からなくなったことが呼

応しあって、同一の傾向を促進している。すなわち前者はポーランド人の季節労働者を培養し、後者はポーランド人の小農を育成している。³そしてこの東部のポーランド人の小農は、恵まれたライン平野でみられるような、商業作物と菜園作物とによって都市につながっている勤勉な零細農層とは似ても似つかない型のものである。東部の地に増大しつつあるポーランド人、「スラブ人種は……暮らしに對する要求水準が、物質面でも精神面でもドイツ人よりも低く、」⁴そのためドイツ人を駆逐しつつある。⁵ここから、東部国境閉鎖つまりロシア領ポーランドからのドイツ入国禁止、及び国家が土地を組織的に買いあげて王領地を拡大し、土地改良を施した後にドイツ人農民を組織的に植民させること、これが「ドイツ国民の立場から当然出されねばならない」⁶要求として掲げられたのである。

この場合、九三年にはホイエルリングゲ型の労働力を提供されるよう考えられていたユンカー経営はどう扱われたか。「大経営を維持することがドイツ国民の負担にしかならないのなら、国民の立場からいうと、そんな大経営は減じるがいい。そしてそのような大経営をそのままにしておく、分割されていって、スラブ人の水泡のような飢餓植民地を発生させることになる。」⁷たしかに、大地主層のうちでも、国家的立場からみて農業経営者として残すねうちのあるひとびとは、厚くもてなされねばならないが、かれらが尊重されるのは王領地の借地人としてであって、地主としてではない。⁸一度は政治的知性の都市

による独占への対重として価値を与えられていたユンカーを、この段階でヴェーバーは見捨てていた。そしてこのことによつて、彼の植民政策はシュモラー派のそれと一線を画していたのである。

ひとつは植民方策に關してである。ヴェーバーによると、東部のドイツ化 *Germanisieren* の前提条件として整えられるべきことは、「東部から〔工業〕プロレタリアートの補充軍が〔西部へ〕出てゆかないようにせきとめること、大きな領土地が分割されて崩れてゆくのを成りゆきにまかせたり、さらには地代農場法によつていやがうえにも拘束を解かれた諸力のはたらきに委せきつたりはしないこと」⁹であった。一八八六年の植民促進法では、政府機關の植民委員会が土地を購入してドイツ人農民に払い下げ、その際植民村落に共同地をつくつてやることもあった。これは民族政策的色彩の濃いものであり、通例、次にみる二法律の本来的植民政策の歴史とみられている。¹⁰これに對して九〇年の地代農場法と九一年の地代農場設定促進法は、地代農場設定者¹¹大土地所有者と地代農場取得者¹²入植者の私的な關係に機關(総務委員会)が仲介する、というものであった。シュモラー・ゼーリンクは後者の線に与するのに對し、ヴェーバーはむしろ前者の方策を採る。「植民委員会はすでに約千五百人、総務委員会は約六千人の農民を入植させてきた。しかし私的植民が量的に優勢であることは二つの弱点をもっている。すなわち、(1)それは非常に大きな部分に零細な小人

農民 Zwerkpauser を創り出している。というのはこれらは生産物を主として自分で消費してしまうので、この者こそが今日もっともたやすく生産物の値下りに耐えることができ、またかれらは賃労働を使用しないので、労働者不足になやむことがないからである。しかしそれゆえにこそ、最小限の文化的要求で満足することができるところの、その人口層がこの方法で定住する危険が、それゆえに土地所有プロレタリアート——いとうべきものの中でもっともいとうべきもの——が生まれてくる危険がある。(2)このことは、総務委員会があたらしく生まれてくる自治体を装備するために共同地を十分に世話することが自由でできないのでなおさらそうである。しかし、その零細民にとつてこそ、共有地は死活の問題なのである。⁽¹¹⁾確かに設定された農場の規模については植民委員会によるものに比べて総務委員会による方が小さく、方式についても前者の方が自立的農民育成策としてはいきとどいている点があつた。⁽¹²⁾

ヴェーバーとシュモラー派を分けるもう一つの点は、大土地所有をどこまで解体させるかについての構想である。シュモラーの場合には既に触れた農村社会構成の理念から、現存の東エールベの大土地所有の七分の一ないし八分の一を減らそうというものであつた。⁽¹³⁾ヴェーバーには次のような発言がある。「土地の二〇%をかあるいは五〇%かのどちらを大土地所有者が手中にしているかということは、同じことでもなければ、程度の相違でしかないということでもない。両者はむしろ相互に社会政

策的に逆のことなのである。⁽¹⁵⁾これは量の相違が質の相違となることを、ヴェーバー自身、自覚していた表現である。

われわれは、いささか断片的ではあるがヴェーバーのこうした現状認識と改革提言から、彼の東部についての構想をどこまで統一像として把握できるであろうか。植民で創設されるべきものは自家労働で自立できる農民経営であつた。しかもそれが組織的に、つまり集中的に創出されることにより、社会的には全く平等の意識をもつ農民村落として創設されるべきであつた。たしかにこの農民が生存能力をもつ理由は前節(4)にみた如く技術的な優秀さではなくて、貨幣経済に編み込まれる度合が少なく、自給経済的な生活をおくることに求められていた。その意味で「悲観的」植民策であつた。しかし本節の冒頭に示したように、ドイツ人農民の絶対的窮乏化への危機意識を出発としていた彼がこれを言うということは、果たして非経済的考慮(民族文化的政策・権力政治的観点)だけから了解されるであろうか。彼は農業労働者を「祖国の土地に心理的な鎖によつてつなぎとめたい」と述べた。この鎖は上昇の可能性である。一方ではインストロイテ以上の地位は望めず、他方ではスラブ系労働者に脅かされるユンカー経営の支配的などころでは、上昇の可能性はない。農村構成員の間に社会的平等の意識があり、雇用者と労働者の間に権威主義的な人格支配的關係が一切みられないところでは、例えばライン地方におけるように、客観的な上昇可能性がほとんどなくとも労働者は農村に留まる。

東部に発生しつつあった農業労働者も西部の労働者も、形式的にはいづれも「自由な」労働力の雇用関係に入る。ここで前節末尾に示したイギリス・ドイツの対比を想起しよう。エルベの東と西のこの相違は、グーツヘルが唯一の企業家となった「ドイツ型」と隷農が自立的小生産者として経営主体となった「イギリス型」を系譜的にそれぞれの祖先としてもっていたのではなかったか。ヴェーバー自身の述べるところを追えば、たしかに、「イギリス型」と「ドイツ型」の対比は農業経営の主体の歴史的系譜に関するものであり、ドイツの「西」と「東」の対比は農業労働力の郷土への帰属意識についてのものであって、「イギリス型」と「西」を概念的に統一させてエルベ以東の事情と対置しているのではない。だが、労働者にとって決定的なことは農村における社会的成層だとするヴェーバーが、「労働制度のいかなる変更も、彼らをとりにまく社会的総体の根底的変更なしでは予想されない」⁽¹⁶⁾と述べている以上、東エルベを批判する場合にそれと対比されているものを統一的に考察することは、彼の構想の像を求めるに際しては不当ではあるまい。ヴェーバーは一方で大地主層のうちの有能な部分は農業経営者として残されてよいとし、他方で上昇の可能性を与えられる形で農民村落に保たれる労働力は大農場の労働力供給源となることを述べる。さらに地代農場法により自己の所有地を拡大する大農経営の動向をみていた。ユンカーの資本家への変容、即ち放任しておけばどんどん進行するであろう危機の源としての資本主

マックス・ヴェーバーのドイツ第二帝政社会批判(二)

義化を許容しないヴェーバーは、もう一方でそのそうした雇用労働力を用いる大農経営への積極的批判を行ってはいない。彼は農業の資本主義化一般に対する策として植民を掲げたのではなかった。それにしても彼の提言は自給経済的の非貨幣経済的色彩が濃い。彼は家内工業や手工業がもはや時代の残滓だという認識(前節)をもつ「レアリスト」であったが、その彼が自給的植民策を可能と考えたのは何故か。その理由は彼がドイツの西と東の経済的な構造が異なっていると捉えたことに求められるのではない⁽¹⁸⁾。王領地植民の場合の植民村落には農民のみならず、付近に競争者がいなければ二―三ヘクタールの土地に手工業者(鍛冶屋・車大工・建築職人・靴屋・仕立屋)も住みつくことがみられた⁽¹⁹⁾。ここに出来あがる自給的村落は、ヴェーバーが、古代と対比して、近代を用意するものとして捉えた中世の経済的基礎(顧客生産と局地市場 Lokalmarkt)に近似する⁽²⁰⁾。ヴェーバーが中世の局地的な自由な分業と取引の深化、企業と競争原理の浸透から近代の国民経済を展望していたことを考えれば、彼の植民策は、東部の近代的な「国民経済」形成の起点を政策的に創出しようとするものであったと考えられる。ただし、大農―賃労働者関係の進展を彼が是認している以上、起点と言うよりはむしろ転轍策と言った方が、より彼の主観的意図に即すことになろう⁽²¹⁾。

一八九三年にヴェーバーは、ブレンターノに対して彼の全面的な自由主義的経済政策論から距離をとることを表明した手紙

の中で、農業の世界経済への編入を国家政策的に好ましくない、と書いていた。⁽²²⁾だが第一章でみたオルデンベルク批判の中では、彼は高率農業保護関税への積極的批判を展開していた。ただし具体的な関税率はここでは問題にならなかった。本節で植民策をみてきたわれわれは、それ故、彼の農産物関税に対する態度が積極的な妥協的立場となろうことを予想せざるをえない。一方ではドイツ工業資本の販路確保の手段としての考慮、他方では東部の生産力上昇を大きく攪乱しないよう保護すべき手段としての考慮、この妥協である。ただし現実には東エルベの改革が進んでいない以上、前者が前面に押し出されていたのは当然であった。

国境閉鎖と農民植民という政策は、東部のスラブ化を防ぎ、良き兵士を供給できるような農民人口を東部に厚くかかえるという意味で、国民国家の権力的軍事的関心を前面に出すことになる。ましてビスマルク退陣以降のドイツ外交能力の低下はだれの眼にも明らかであったから、ロシアに対する備えは現実性をもつ政治的課題であった。この期において東部の発展傾向がそうした国益にそぐわぬことをみたヴェーバーは、国家の存在理由の発動として、従って政治的観点の優位という形で国境閉鎖・植民政策を掲げた。この態度は一貫していた。だが同時に彼は、農業労働者や取引所の調査、古代中世史の研究によって深めた「資本主義」分析の眼をもって農業者同盟等の利害団体の動向を検討することにより、ユンカー経営のあり方とは違つ

た、むしろそれとは対抗すべき農業経営の発展を構想しつつあった。⁽²³⁾ヴェーバーの発言の底流にある、しかし見逃されるべきでない、この経済政策的視点は、深化しこそすれ決して途切れることなく彼に保たれていた。それは、彼の農政論の全体像を認識する場合、彼を当時の農本主義イデオログからも區別するものである。⁽²⁴⁾

われわれは以上にみたヴェーバーの立場と構想から、彼の一子相続法に対する態度を理解しうる。要するに、彼の描いた展望に促進的に作用する面で賛成し、阻止的に作用する限りで批判するというのが基本線である。

ここにいう一子相続とは、農場が相続される場合に、それが分割され自立した農業経営単位としてやってゆけなくなることはないように、一子相続人 *Allele* が農場を一括して相続し、全相続財産のうちから経営に必要なものを先取相続分として受けとり、残りを共同相続財産として全相続人で分ける、というものである。プロイセンだけでも多くの地域に異なった一子相続法が実施されていた。⁽²⁵⁾

本章の最初に触れた一八九四年のプロイセン農業会議において、一子相続法は、相続財産を分割するときに一子相続人が他の共同相続人 *Mitthe* に彼らの相続分を支払う際、農場を抵当に入れざるをえないことが多いので、この非生産的(非経営資本不足に対処するためではない)負債が過剰となることを予防する、という観点から扱われた。⁽²⁶⁾ここで既に二つの問題があ

る。まず、相続財産算定の基礎となる相続農場の地価が農場の実際の収益からみて著しく高くなっているが、この高地価の理由が問われていない。次に一子相続人の圧倒的な優遇である。以下こうした問題についてのヴェーバーの考え方を、彼が農業会議における一子相続法の扱いを論評した論説に即してみよう。

高地価の原因として次の事情があることをヴェーバーは指摘した。ドイツでは、土地所有に「国家生活と社会における独特な社会的政治的地位」が事実上結びついており、「騎士農場を買うものは、その価格の一部を、騎士農場所有者という身分への加入の代価として支っている。」⁽²⁷⁾

ヴェーバーは農民農場における一子相続は認めようとしている。ただし彼は農民の慣習が法律の制定の場合に考慮されねばならぬとして、相続法に関してドイツに三つの異なった地域があることを述べる。⁽²⁸⁾

まずラインラントには、分割相続の原則をもつフランス法が妥当する地域があった。また例えば相続人の一人が家屋敷を、他が分割地を相続し、前者が近隣から耕地を小作に借りうけ、後者がまた他人に耕地を賃貸する。こうした小作関係は経済的にみれば割に合わぬかもしれぬが、この相続方式は、彼らの社会的平等化を指向する（ある意味では非合理的な）住民の法觀念 *Rechtsanschauung* のうちに根拠を有している。この慣習を無視するやり方での一子相続法の採用は遂行不可能だ、とラ

マックス・ヴェーバーのドイツ第二帝政社会批判(二)

インの専門家たちはみている。

次にハノーファー・ヴェストファーレンの一部で農場を（取り消し可能な形で）登記して特定の相続人に有利なようにする法 *Höfe- und Landgüterrollengesetzgebung* が利用されているところがある。⁽²⁹⁾ 農業会議で唯一の農民（ハノーファー出身）の出席者の発言は、一子相続法は無くても済むというものであったが、採用の場合にも、そう困難はないであろう。

第三は以上の地域以外のエルベ以西の大部分及び東部であつて、価値分割の制度に服している。つまり他の可処分財産が不足の場合には土地が販売価格で評価され、この価値が相続分割の際に相続財産に含められる。土地が実際に売られることはなく、相続人のひとりが必要な販売価格分を他の相続人に支払うことを条件に農場を受けとり、相続抵当による負債を彼が引き受ける。ここに先に触れた収益と地価の隔差が問題となるのであつた。そのなかで一子相続法は、農場を存続可能な形で家族のもとに保持したいという農民層の願望を反映してもいたのである。

ここからヴェーバーは一子相続の適用されるべき範囲を十分検討する必要性を説く。適用範囲とは地域についてだけのものではない。どのような経営を行うどの規模の農場に適用されるべきかについても考慮されねばならない。集約的耕作で商品作物・甜菜栽培を営業的に行う農場にとって一子相続の制度は危いように思われる。平等分割相続を通じて資本力ある経営者に

一八九

なろうとする強いうごきがみられるが、この場合には何ら法的拘束はいらない。現存する遺言作成の自由が十分な安全弁をなす。

一子相続法の人口政策的影響はとりわけ検討を要する。適用をうける農場の大きさと労働制度の種類がそこでは問題となる。ごく一般的に言えば、一子相続法がプロレタリア人口の増加の可能性を、また自由分割相続がその調整に向かう傾向をもっている。現状では一子相続法が、該当農場の大きさに比例して農村からの移住を促進する。大農場一般がこの法の適用を受けるとすれば、——窮極的には世襲財産の高すぎぬ上限を採用する、といった——その対重となる策が欠かせない。あらゆる経験からして、世襲財産所有が強力に土地集積を志向する唯一の土地所有形態であり、たいていは経営規模に備わる経済的動機を一切欠いた、もっぱら耕作労働と地代の分離という形で、所有集積を志向するものであることが結論づけられる。

農業会議では、どのような一子相続法か——絶対的か無遺言か、直接か間接か——について結論をみていなかった。ただ、この法が地代農場のためのものとなろうことは推測できる。法定相続法 *Intestatenerb*recht としてすべての農場に妥当させ、個別的に遺言で修正されるという一貫した、望ましい扱いは、一子相続法の適用範囲をこの法の本性に沿ったところに地域的にかつ事態に即して限定すれば、それだけ実現可能性が高くなる。つまり、それほど工業的でもなく菜園経営的要素もない純

農業的地域における農民農場に限定する場合のことである。

最後に、共同相続人への支払いを償却可能な年金 *Rent* とし、一子相続人との間に機関を介在させる——*Rentenbrief* による *Rentenbank* の介入、九一年法と同種の方法である——方式、また相続農場の転売に際しての共同相続人の先買権については、ヴェーバーは大筋において賛成であった。

プロイセン農業会議の翌九五年にはヴェーバーの予想通りに地代農場における一子相続法案が発表された。これに対するヴェーバーの態度は、農業会議での議論からこの法案が出されたのであったから、会議に対すると同じであった。彼は農業会議への批判を繰り返した。会議では、所有の規模や経営のあり方が異なるに従って一子相続法の意義も異なるということがはっきりと議論されていなかった。農地が所有者に十分な生計を保証しないような場合には一子相続法は何の意味ももたない。また騎士領における一子相続法は、土地集積作用という点で世襲財産と同じになる可能性がある。

この法の本来的な適用対象は、一子相続が有利な形で農民の相続慣習に相応し、この慣習がまた経営の経済的要求に依じており、そこにそれと対立するような法觀念がない場合だけである。この場合、つまり全く農民的な経営の内部での法定一子相続法は、市民的 *Bürgerlich* 理念の浸透に対する農民の *Recht* 住民の自律性の一支柱である。ここでは共同相続人の待遇は、「農場の利害よりも人間の利害をあと回しにすること」な

ではなく、身分の利害よりも個人の利害をあと回しにすることなのである。それは、農村社会の民主化の経済的前提条件が与えられていないところで、その社会の比較的『貴族主義的な』

——農民的—貴族主義的な—編成を守る一手段である。そしてこれがあてはまるのは、小経営の生産物を十分に吸収できる局地的市場への編入が、強い都市的工業的發展の不足のためになされておらず、また人為的にもなされるべきでない——というのもここでは農村社会の『民主化』は文化敵対的な土地所有プロレタリアートの創出と同義であるから——ような場合である。⁽³¹⁾

ここでヴェーバーの用いる「貴族主義的」という語は、論中に明らかな如く農民の身分的利害を表現したものであり、彼はそれを安定的な農村人口の維持という目的に一面でかなうものと考えた。従って一子相続法が騎士領にまで拡大されて農民所有のヒエラルヒー全体が硬化し、土地の非可動性が貫徹することにはヴェーバーは反対であった。それは農村人口の安定性を低めることに帰着するからである。土地移動の制約度と住民の安定度は通例比例しない。

こうした状況判断をふまえてヴェーバーは、法案が植民委員会及び総務委員会の関与した地代農場を対象としたことに賛成しつつも、レントの償却完了がその農場への一子相続法適用の免除の要件とならないという規定⁽³³⁾には疑義を表明した。この点はさきにもた植民活動のあり方と関連してくる。九一年法によ

マックス・ヴェーバーのドイツ第二帝政社会批判(二)

る地代農場設定状況を見ると、九四年までに土地を提供した農場数が四七四、その総面積が一・二、六八三ヘクタール、分割された面積が四〇、二〇八ヘクタール、そこに設定された地代農場数が三七八四である。従ってこの地代農場が(単純計算でみれば)計七二、四七五ヘクタールとなる四七四の大規模な農場をとりまく、ということになる。ここでは騎士領の全体が農村落に変えられるということではない。⁽³⁵⁾そこで地代農場が地代を償却した後も、分割・売却を許されず監督官庁の統制下にありつづけねばならぬというのは、所有ヒエラルヒー全体に土地の非可動性が貫徹したまさに望ましくない事態を生むことになる。総務委員会の仲介による私的な地代農場形成の優位の現状を、ここでもヴェーバーは憂えていた。

最後に、植民政策・一子相続法問題との関わりの中からヴェーバーは東部の悲観的予測を述べる。彼がどこに問題をしばっていたのかがそこで明確に示される。「一子相続法をその本来的な領域を越えて強化すること以上に悪いのは、例えば、世襲財産のさらなる拡張及び国家の命によりこの拡張を容易にすることではないだろうか。これは、東部の人口離脱を恒常的現象へと展開させ、平地の封建的—貴族主義的編成に味方して、いまある法案が仕えるはずの植民活動とはまさに逆の傾向をもつのではないか。望むらくは、そうならぬこと⁽³⁶⁾。」事態の進展はヴェーバーの望みを裏切り、新しい世襲財産の形成が順調に進んだのである。⁽³⁷⁾

マックス・ヴェーバーのドイツ第二帝政社会批判(二)

- (1) 『国民国家と経済政策』(未來社) 一九五九年、に付された田中真晴氏の解説一四一九頁、同「マックス・ヴェーバーにおける農政論の構造」京大経済学部四〇周年記念『経済学論集』一九五九年、所収、三六三頁以下、山本前掲論文(七)三頁以下。
- (2) 山口和男訳『農業労働制度』(未來社) 一九五九年、二一一—二二頁。
- (3) 田中訳『国民国家と経済政策』(前出) 二六頁。
- (4) 同上、二三頁。
- (5) 同上、一九頁。
- (6) 同上、二七—八頁
- (7) 『農業労働制度』一六頁以下。ホイエルリングについては、例えば沢村康『中欧諸国の土地制度及び土地政策』(改造社) 昭和五年、四三五頁以下参照。
- (8) 『国民国家と経済政策』二八—九頁。
- (9) 同上、三〇—三一頁。
- (10) 例えば田山輝明「内地植民問題を通じて見たドイツ民法施行法の一側面」『早稲田法学会誌』第一九号(一九六八年) 六九頁以下の把え方を見よ。
- (11) 「東エルベ農業労働者の状態における発展諸傾向」前掲訳(一) 一六—七頁。
- (12) レンテングト法への最も激しい批判者L・ブレントナーは、九〇年法の動機として領土の利害のあったことを指摘している。「設定する農場を小さくしておきさえすれば、そこに住む農民とその家族とは、それだけでたちまち、副収入を求めることをよぎなくされた。定期金農場の農民が労働時間に余裕をもてば、領土(農場

領土)もまた、直ちに、労働者をもち、農民の成長したこともたちを下僕と下婢にすることができるわけである。これらの者が、その地方に行われていた日給で、近くに仕事の口を見出すなら、かれらが遠くへ去ることもないわけである。我妻・四宮共訳『プロシヤの農民土地相続制度』(有斐閣) 昭和三十一年、六三頁。ヴェーバーの講演時点では五ヘクタールに満たぬ零細農場の率が実に高い。「地代農場法によって拘束を解かれた諸力のはたらき」が示されている。

表3 植民委員会による地代農場設定
西プロイセン州及びポーセン州

	総面積 ha	数	0—25ha	25ha以上
1891	8527.25	414	359	55
1892	11256.55	494	402	92
1893	9898.48	456	359	97
1894	2551.32	129	107	22
1895	5822.72	238	190	48
1896	7209.72	323	275	48
1897	3271.05	178	185	20

1891年7月7日の法による地代農場設定

	総面積	数	0—2 $\frac{1}{2}$	2 $\frac{1}{2}$ —5	5—10	10—25	25—
1892	5083	392	27	75	149	94	47
1893	13296	1490	206	339	520	317	108
1894	21829	1902	97	398	654	573	180
1895	12908	1237	80	276	416	360	105
1896	14177	1167	82	179	389	402	115
1897	9990	916	35	172	335	303	71

(13) 沢村前掲書、九四頁、「…植民区の形式は村落制度 (Dorfsystem) とし、各村落に対しては其の面積の約二十分の一に当る位々の豊富なる村有地 (Gemeinde land) を付与したのである。尚、個々の農場の大きさは普通は十三乃至十五ヘクタール位いで、大体、農家一戸分の労力と二頭の馬とを充分に使い尽すに足り、然かも其の他に労働者を雇備することを要せざる程度の農場即ち所謂、家族農場の設定に努めたのである。」

(14) 田中「ドイツ社会政策学会の農政論」一六一頁、同「マックス・ウェーバーにおける農政論の構造」一三五頁。ゼーリンクについては山本前掲論文(一)一八頁以下。

(15) *Bericht*…1894, S. 78 以下「諸傾向」(一)一五頁。

(16) *Bericht*…S. 79.

(17) たしかに主たる傾向は勿論エンカー経営の資本主義化であり、その意味でウェーバーの期待を「東エルベの農業を全体としては、自家労働による経営の増大・農業プロレタリアートの減少という意味で、なほどうか非資本主義化することであった」とする田中氏の理解は正しい。

(18) 第一章注(35)をも参照。

(19) Otto Swart, *Innere Kolonisation, in Grundriss der Sozialökonomie* IX II. Teil, Tübingen 1927, S. 55.

(20) M. Weber, *Die sozialen Gründe des Untergangs der antiken Kultur, in ders., Gesammelte Aufsätze zur Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, Tübingen 1924, S. 294. 堀米訳「古代文化没落論」『世界思想教養全集 18 ウェーバーの思想』(河出書房新社)一九六二年、二四頁。ただしここでは都市が主体とされてい

マックス・ウェーバーのドイツ第二帝政社会批判(二)

る点は考慮されねばならない。

先の「東エルベ」を照射した「西エルベ」「イギリス型」にもうひとつこの古代に対比された「中世」が付け加わる。古代史研究にみられるウェーバーのドイツの現状への批判の意識については例へば、Günter Abramowski, *Das Geschichtsbild Max Webers*, Stuttgart 1966, S. 114ff. 拙訳「古典古代の都市と中世の都市」『立教経済学論叢』第七号、一九七三年、一六四頁以下、参照。「古代農業事情」(一九〇九年)では、本稿第一章にみられた「レンテン資本主義」が、近代の市民的資本主義と明瞭な対比をもつて概念構成されるに到る。GASWg, S. 296. また住谷一彦「マックス・ウェーバーの資本主義論」住谷前掲書所収、が参照されるべきである。

(21) 松田智雄氏はこう述べる。「…近代的進化の途(「I 類型」)は本質的には対立する二つの途の他にありえない。すなわち、封建的土地所有が資本を把握するか、資本が土地所有を近代的形態において把握するか、そのいずれかの他に、資本への構成の歴史的形式はない。それ故に、「プロシヤ型」か「アメリカ型」か、——アメリカ・西欧型か、プロシヤ・東欧型か、の基本類型の他にはそれぞれの変種があるばかりである。』『新編「近代」の史的構造論』(新泉社)一九七一年、三〇三頁。これに依って概念的に言うなら、田中氏の「資本主義の純化」という評価よりも住谷氏の「アメリカ型」としての評価の方が明確であらう。「二つの途」論の提唱者レーニンの同時代認識については、「農業における資本主義」『レーニン全集第四巻』所収、だけ挙げておく。

(22) 阿閉・佐藤訳『マックス・ウェーバー 青年時代の手紙』下

マックス・ヴェーバーのドイツ第二帝政社会批判(二)

一九四

- (勤草草房)一九七三年、四二四頁。E. Baumgarten, *Max Weber Werk und Person*, S. 84.
- (23) キムセンはヴェーバーの発言(一九三四年)を *zweispaltig-resignierte Haltung* と評する。Mommesen, *Max Weber und die deutsche Politik*, S. 33. 九〇年代のヴェーバーは、後年「近代の市民的資本主義」をどう概念として完成されるべき内容をはば獲得してあり、その意味でこの概念の醸成過程にあって苦闘していた、と言えよう。
- (24) 例えば林惠海『独逸人口農本論』(栗田書店)昭和一七年、特に第四章を見よ。
- (25) 沢村前掲書、五三―五四頁。
- (26) M. Weber, *Landchaft: Das Anerbenrecht auf der preussischen Agrarkonferenz*, in *Sozialpolitisches Centralblatt*, No. 48, 1894, S. 573.
- (27) M. Weber, *Die Verhandlungen der Preussischen Agrarkonferenz*, in *Sozialpolitisches Centralblatt*, No. 45, 1894, S. 535.
- (28) 以下、Weber, *Anerbenrecht...* in *a. a. O.*, S. 573―575.
- (29) これは間接(随意)一子相続法——遺言がなくても農場が登記されている場合には法の規定が適用される——の典型と見えてもよい。
- (30) 以下、M. Weber, *Der preussische Gesetzentwurf über das Anerbenrecht bei Rentengütern*, in *Soziale Praxis. Centralblatt für Sozialpolitik*, No. 50, 1895, Sp. 956―960.
- (31) *Ibid.*, Sp. 958.
- (32) ヴェーバーはシュツレの構想を「農業会議に対するよりも好意的に批判している。山本前掲論文②七七頁以下の指摘も見よ。大月氏はヴェーバーの「農民アリストラタイ」評価を全く否定的と捉えるが、そう簡単には言えないと思われる。大月前掲論文②一一七頁以下。
- (33) 沢村前掲書、一二三頁。
- (34) *Statistisches Jahrbuch für den Preussischen Staat*, 14. Jg., 1917, S. 47. 本節註(27)を見よ。
- (35) 九一年法施行後の「最初の間は過度の抵当負債ある土地所有者等が負債整理の爲めに盛に其の土地を売って地代農場を設定することを企て地代銀行の援助を求めたので総務委員会は之を仲介して多くの地代農場を設定することが出来たのであった。」沢村前掲書、一二七頁。
- (36) Weber, *Der preussische Gesetzentwurf...* in *a. a. O.*, Sp. 960.
- (37) 大野『ドイツ資本主義論』四〇八頁以下。

第三節 家産法

一八七〇年代以降の農業危機の中で、農地の過度の債務を重視した一部の政治家たちは、合衆国のホーム・ステッド法に注目し、同様の制度によってドイツの農民の没落を防ぐことを考えた。九〇年代には家産法 *Heimstättenrecht* 制定を目的とする活動がみられ、帝国議会にも法案がいくつかが提出された。それらに共通の点は、家産として設定されたものに対する強制執行の制約、差押えの免除にあった。⁽¹⁾

そうした動きのなかで一八九五年のドイツ法律家会議でも家産法が議論された。そこでは、この法の農業政策的問題（農民的小土地所有のための家産法導入について）と、差押え免除の拡張にかかわる強制執行技術的な問題とが正しく区別され、後者が論じられた。ヴェーバーは前者の方が自分には身近であるという理由で、「家産法案を手掛りに、家産の思考が農民的の小所有の諸関係に対してもつ意義」を論じようとペンを取った。それが「家産法制定は、特に強制執行から小土地所有を保護するために好ましいか、という問題についての意見書」と題されて、一八九七年に公けにされた。本節ではこの論稿を少し詳しく紹介することにより、この段階の——即ち前章にみたライプツィヒでのオルデンベルク批判と同じ九七年という、いわゆる初期ヴェーバーの下限の時期の——彼の問題関心のあり方、分析手法の到達地平をみておきたい。ここで出される論点は、前二節の繰返しも多いが、この論稿は九〇年代における農政論にかかわる最後のまとまった叙述であって、そこで利用されている統計が「新局面」を印すかの「世襲財産論」（一九〇四年）にも用いられていることも注目されよう。

論文は三つの部分に分けられている。順にみていこう。

一 家産農場 *Heimstättengut* の特別な地位とは、まず、競売という形で行なわれる債権者の差押えが排除ないし制限される、というところにある。

1、小所有と競売の関係。家産法採用とは小所有が競売に付き

マックス・ヴェーバーのドイツ第二帝政社会批判(二)

れるのを防ぐことを目的とするはずであるから、現実には小所有が他のより大規模な所有よりも多く競売の危機にあえいでいるはずである。これは事実であるのか。表4で明らかのように、プロイセンの小農民所有の強制競売中の比率は、全経営面積中の比率よりもずっと小さいのに対して、農業の大経営及び大所有——ドイツでは両者は他の西欧諸国よりもずっと強く結びついている——は、より頻りに競売にさらされている。競売件数は小経営の方が当然多いが、事柄の経済的影響に即して考えればこれは問題にならない。一番良好な状態にあるのは小農的所有を抱える二一〇ヘクタールのグループ（全経営面積中の一四・六八％、全競売面積中の五・三三％）である。

2、強制競売が小経営に与える経済機能、つまりより好ましい人の手に土地を与えることにならるかどうか、を問うてみよう。強制競売の経済的な理由についてのプロイセン統計が手掛りとなる（一八八六—一八九九年）。表5から次の点が引き出される。

a、土地取得からくる資金不足は、中小の所有規模では競売の理由としては、大所有・大経営のグループにおけるよりも比率が小である。b、零細経営では個人的諸事情が四分の三を占め、大経営では二分の一以下である。また大経営では景気変動を理由とすることが相対的に多く（〇・七五ヘクタール以下クラス）の六倍）、全国・世界市場に編入された輸出経営となつて

いる。c、中小経営では個人的契機の圧力が大である。個人の経営上の稚拙さや失敗が原因となりやすい。負債に起因する競

表 4

プロイセン 1886—89年	経営ないし所有規模			
	2 ha以下	2—10ha	10—50ha	50ha以上
(a) 全経営面積中 (%)	1.52	14.68	37.90	45.90
(b) 全競売面積中 (%)				
1886/87, 87/88, 88/89 の平均	0.97	5.33	15.70	78.14
$\frac{(b) - (a)}{(a)} \times 100$	-48.1	-63.7	-58.6	+70.2

表 5 強制競売の理由

原因 (%) 農地 所有規模	農地取得 (相 続・購入) か らの資金不足	個人的諸事情					景気
		高利	家族的個人的事情	営業上の諸事情	負債	小計	
0.75ha以下	15.04	2.97	20.02	7.15	45.36	75.50	2.58
0.75—2 ha	23.81	2.59	15.83	6.20	43.60	68.21	2.57
2—10ha	25.86	1.95	12.64	6.10	42.46	63.15	4.03
10—50ha	26.88	2.41	7.77	5.91	41.12	57.21	7.21
50ha以上	32.06	2.23	5.40	7.69	29.69	45.01	15.52
	1	2	3	4	5	6	7

売は、所有規模が大きくなるにつれ、減小している。ここから結論づけられることとして、第一、小経営における競売は、選択過程である。競売によって、小経営においては適当でない経営者が土地から引き離される。この過程を妨げることは、全体的観点からみて利益にならない。第二、a、のことから明らかのように不動産信用 *Bauspar-Kredit* は小経営の没落をとくに進めるものではない。それはむしろ所有規模が大となるにつれて強制競売の原因中に占める比率を大としている。³⁾

二 ここでわれわれは創出さるべき家産の対物信用 *Realcredit* に対する関係という問題に到った。家産法、ないし同様の企画が行なわれると、官僚統制下で、しかもレントの形のみ債務をもつことができ、不動産信用は可能またはそれに近く、相続に際して財産を分割できない、という農民的小所有の一類型がつくり出されることとなる。いまこうした類型の普及を、家

産思考に本質的な債務制限の意義とかわらせてみよう。債務、特に不動産信用の制限が土地売買の可能性にどう影響するか。

この場合には土地をほとんど現金で買わねばならないから、購入入札者の範囲を限定することとなり、しかも土地所有者という「身分」への参入金という性格が土地価格に与えられているため、債務制限の結果として生ずると予想された「地価下落」は起こらず、ただ需要者の範囲の制約が結果するだけである。このことが農民的小所有の個々の層にどう作用するか、という問題が生ずる。

だが小所有という範疇には、相互に対立した利害状況、異なった社会的特性をもつものが一緒に含められている。この点は家産思考の弁護者によって通例無視されている。

「小所有」 Kleinbesitz には、1、土地もち日雇 Grundbesitzende Tagelöhner 2、時に日雇に出る土地所有者、3、小農層、が含まれている。

1、のカテゴリーのものに家産法が与えられるとどうなるか。a、彼が土地財産の購入を望んでも獲得困難となる。b、土地財産の譲渡・売却が困難となり、c、同時に労働の場の交替が困難とされる（移動の自由が制限される）ことよって、間接的な土地への拘束 Schollpflichtigkeit がひき起こされる。彼らの今日の状態は、「定住」に対して一般的に認められるようなメリットをもっていない。

マックス・ヴェーバーのドイツ第二帝政社会批判 (二)

西部では、著しく都市的發展をとげ、人口が多く、絶えざる就業機会があり、土地流動性が高く土地財産の市場があり、伝統的な所有ヒエラルヒーの消滅したところがある。この場合には、土地所有は日雇にとって経済的にみて一般的に有利であり、彼の移動の自由をなら妨げない。

次に都市的工業的發展が不充份であり、穀物栽培の優位を規定要因とする規模の経営や確固たる所有ヒエラルヒーが存在し、土地もち日雇が農民村落内の人口稠密な集落にいて、多数の労働機会の間で選択が行えるような場合には、彼は経済的にも社会的にも非定住の日雇に較べて相対的に有利である。彼は土地を持つことにより、無所有のものがアインリーガーとして農地・家屋を借りて最下層として位置づけられる所有ヒエラルヒーへ、それよりもましなものとして編入されている。

だが、大経済が支配的となり、植民者が稀薄となるにつれて彼の立場はますます不利となり、非定住労働者よりも不利となる。彼は土地に緊縛されているために特定の雇用機会（騎士領での作業）に頼らざるをえない。また特にシュレジエンで示されているように、土地を持つことのために賃銀は押し下げられ、いかなる収入上昇も見込めない。しかも移動の自由の利点も持てないでいる。結局このような場合には移動可能な小作ないし小作様の関係が彼らには適していると言えよう。だとすれば、家産法によって土地とこの土地もち日雇労働者を糊づけすることは、東エルベの大土地所有者の安価な労働力確保の関心

一九七

には応じるであらうか、労働者が祖国の土地に対する愛情を高めることにはならない。東エルベの大土地所有者は、地代農場の制度を耕作奴隷創出という目的のために悪用しようとして試みていた。こういうところでの家産農場設定は、騎士領での労働機会を頼りとするこの労働者たちに、嫌悪すべき寵愛として強制されることとなるだけである。

2、のカテゴリーでは、賃労働ではなく自己の農業経営が主軸となっているが、彼らは季節労働需要の高い時期(收穫期)には自分の農場にいななければならない。このグループに家産法が導入されると、彼らは対物信用をもてず、土地獲得による上昇のチャンスを失ってしまう。対物信用行使を伴う上昇のチャンスがないときには、この所有グループは崩壊の可能性が非常に高い。彼らは地元での工業労働をあてにせざるをえなくなる。

3、のカテゴリーは雇用労働ぬきで、家族労働のみでの自己の所有地の経営により自立している小農である。その経営規模は地域的に著しく異なる。小所有 Kleinbesitz といわれるもので一ヘクタール以下をみるなら、ラインでは七五パーセント、東部で九〇―九二パーセントが日雇いを行なっている。これが一―二ヘクタールではラインで一〇パーセント以下、中東部で二五―三五パーセント、中東部では二五―五ヘクタールで一〇パーセント以下となる。ダンツィヒ・ポツダム・マグデブルク・ミュンスターなどでは五―一〇ヘクタールでようやく一〇パー

セントを切る。前述の問題性を考慮して家産法を自立した小農クラスに限定するにしても、その経営規模・面積の最大・最小の確定は恐しく困難である。さらに次の事情がそこに加わる。「小農」には、境界は流動的であるが相互に原理上鋭く対立しあう二つのカテゴリーが含まれている。

第一。ライン低地・ライン支流域の西部の小農は、貨幣経済的基礎に立った、純粹な販売向けの生産者である。彼の生存は、都市的工業的發展によって創出された局地市場への編入に依存している。彼は、完全な移動の自由と大きな信用とを必要とする。この場合、土地取引の自由があれば、信用で土地を手に入れようが賃借り小作を行なおうが原理的には同じことである。ここでは法觀念と断固たる経済的動機とが農地制度上の強い個人主義を規定している。変動する收穫チャンスと市場の景気に依存するような農業生産(タバコ・ぶどう・菜園作物)を営む小農層に対して信用制限を加えるなどというのは、信じがたいことである。

第二。都市的工業的發展の遅れた、それゆえ局地市場の不十分な地域の場合、遠隔地販売は当然大経営に担われている。小農はまずもって自家需要向けの生産を行う、つまり自然経済的基礎に立っている。東部ではこの自然経済的要素が強化される傾向にある。市場変動に対してこの小農的自家生産者は、現在、ある程度有利であるが、この有利さのうちに著しく文化敵的な發展要素がある。しかも東部国境地方でこの小農層の担い手

が、一般的欲求水準と文化発展の点でドイツ人に比してヨリ価値の低い国民体 Nationalität に属しているということによつて、その發展傾向が強まっている。対物信用の剝奪・制限は、この増加しつつある層を土地と自然經濟に縛りつける。それを行うべき動機をわれわれは一切持たない。

かくして、家産法という形で土地所有を固めてやることが必要だと思われていた農村住民グループというものは、実は存在していないのである。

三 最後に一般的関連の中で「家産法」を問題にしておこう。

土地財産の分割制限、一子相続の企ての中で、農地制度全般への反動が意図されているということが明らかになっている。

法的には決して「ドイツ的」ではない、むしろプロイセン⁽⁴⁾官僚制的ともいえる構成の、お上に監督された家産は、拘束的な農地制度形態への全般的寵愛と結びついており、「土地の法的拘束↓農地制度・所有配分の安定化↓農村人口の安定化」という思考がその基礎にあつた。この思考の価値はここでの議論とは一応独立したものはある。だが、この思考の原則的な確かさはいくらか検証を必要とする。

東部（特に農産物輸出地域）では、経営規模・耕作面積の結合・土地所有配分が西部より安定しており、相続に際しての分割や土地の分割売買は、東部では例外的事例であり、西部では広汎にみられる現象だ。騎士領の優越するところでは土地配分・結合が最も安定的である。安定的な所有配分・所有規模が安

定的な農村人口とパラレルに進展するという思想がもしも正しければ、統計的にもそれが表現されるはずである。つまり、地方自治体・郡での地元出生者がその区域の全人口中に占める割合は東部よりも西部で僅少である——西部でも比較的拘束的な農地制度をもつ地域、つまりラインからヴェストファーレンへ、そして一子相続制度の行なわれている北西部へゆけばゆくほど比率は大である、——東部では、家父長制的農地制度が、特に騎士領が支配的となるにつれてその比率がそれだけ大となる、という具合に。

現実がどうであるかを示す次表は一八七一年と八五年の人口調査の成果から採られたものである。①欄でわかるように、住民の安定については西部がより優勢である。さらに、一八七一年の人口に対する一八八五年の地元出生者の割合を計算することとで、この期間内の強力な移住の影響をある程度取り除いてみると(③欄)、その場合にもライン州及びそこに隣接する著しく工業的なヴェストファーレン地域の住民の高い安定性が示される。つまり、移住民の多い西部工業地帯では、流入した人口は、そこで著しく安定した人口基盤の上につめこまれたのである。

これに対して、強く農業的な、自然經濟的經營の地に世襲財産が少なからず実施されているミユンスターが比較的低い数値であることが注目される。

シュレジエンをみるならば、純農業的なリーグニッツは世襲

財産で拘束された土地を多く含み、住民の安定が最も低い。同時に領地区域での大きな住民流動性が示される。唯一西部に近い数値を示しているのはオッベルンである。ここは領地区域の地、東部「シュタロステン工業」の地であって、鉱山・製鉄労働者が大量に移住し、これが相対的に安定した人口をなしている。これに比してプレスラウ・リーグニッツの主に農業的な領地区域は安定性が低いぶん低い。

さらに細かく立ち入って、郡を単位にみると、この傾向はより明らかとなる。大土地所有が支配的で、著しく家父長制的な労働制度・現物賃銀・財産分割の強い東縛・強い土地非可動性がみられる西プロイセン州では、トリエルの八六・六パーセントを越えたのは、二つの郡のみ(極めて優秀な小農層をもつ Konitz と Schlochau)である。さらに領地区域では、当該地の他のゲマインデを例外なく下回っている。

以上のように現実では、相続で分割され、分割されて処分されるような、著しく土地可動性の高い地域——コブレントツの多くの郡の如く——でこそ、人口安定性の特に高い数値が示されている。従って、ユンカー層の本拠を、郷土に忠実な住民の楯などと賞讃するが如き言辞は、事実により否定される。実際ドイツでは、純農業的地域の住民大衆は、最も拘束的な農地制度によっていまや漂砂とならんとしている。いまゲマインデ単位での地元出生者率を問題にすれば、一八七一年に東部の騎士領ですでに郡平均二〇パーセント以下がしばしばあり、五〇%

表6 地元出生者率

Provinz	Regierungsbezirk	① 1855年 地元出生者 %	② 1871年 以降の人口 増加率	③ 1871年 の人口中の 1855年の地 元出生者%	
Rhein	Trier	86.6	11.9	96.9	
	Aachen	88.8	5.5	93.6	
	Coblenz	88.7	9.5	97.1	
	Cöln	85.0	8.5	92.2	
	Düsseldorf	75.2	22.9	92.4	
Westfalen	Münster	81.8	5.4	86.2	
	Minden	90.7	4.9	95.1	
	Arnsberg	72.4	31.4	95.1	
Schlesien	Breslaw	{Landgemeinde	78.3	2.0	79.8
		{Gutsbezirke	60.7	14.9	69.7
	Liegnitz	{Landgemeinde	79.6	-1.6	78.5
		{Gutsbezirke	55.8	7.8	60.1
	Oppeln	{Landgemeinde	85.5	6.9	91.3
		{Gutsbezirke	63.0	49.0	93.8

を越すことは多くなかった。西部の県平均は同時期に七〇—八〇%であった。従って東部の農村住民の可動化は、困窮の時代に初めてあらわれたのではなく、繁栄の時期がおわりに近づく頃にすでに起こっていたのである。

以上の如く、土地の分割制限・非可動化は、農村住民の拘束・定住とは決して同義ではない。後者にとって決定的な契機は就業機会のあり方、農村住民の土地所有への参加の程度である。土地所有がヨリ実現可能であればそれだけ人口定着は確かである。農地を「家産」に変えることは、「土地所有」への入場切符の入手を困難にするであらうが故に、住民安定性の立場から、家産法が農村の小所有にとって導入さるべきか否かの問いには、否と答えられねばならぬ⁽⁵⁾。

(1) 沢村前掲書、二五六頁以下、M. Sering, Art. Heimstätten, in *Wörterbuch der Volkswirtschaft* 4. Aufl. 2. Bd., Jena 1932, S. 357.

(2) Gutachten des Herrn Professor Max Weber in Heidelberg über die Frage: Empfindt sich die Einführung eines Heimstättenrechtes, insbesondere zum Schutz des kleinen Grundbesitzes gegen Zwangsvollstreckung? in *Verhandlungen des 24. Deutschen Juristentages*, 2. Bd., 1897.

(3) 沢村 Weber, a. a. O., S. 16—20.

(4) *ibid.*, S. 20—27.

(5) *ibid.*, S. 27—32.